

鳥獣被害防止対策の実践に係る取組を支援します！



令和8年度 青森県鳥獣被害防止対策 実践支援事業費補助金

補助対象者	県内の農業協同組合及び農業者団体(複数の農業者により組織され、規約等を有し、継続的に活動を行う団体をいう。)
補助対象経費 (詳細は裏面)	鳥獣被害防止対策に必要となる次の機材等の導入に要する経費 ① 捕獲機材 ② ICT機器等 ③ 侵入防止等に係る機材等
補助率	1/2 以内
補助上限額	150 万円
申請期間	令和8年5月26日(火)～6月24日(水)
申請方法	電子メールによる申請

お問い合わせ・申請先



青森県農林水産部 農林水産政策課 産業技術・防疫グループ

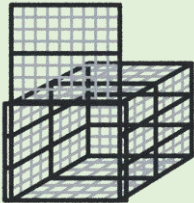

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1

☎ 017-734-9702 ✉ nosui@pref.aomori.lg.jp

青森県鳥獣被害対策実践支援事業



■ 補助対象経費

<p>① 捕獲機材</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 囲いわな ・ 箱わな ・ くくりわな ・ 電気止め刺し機 ・ 保定具 ・ その他知事が必要と認めるもの 	
<p>② ICT機器等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ わな感知・自動通信システム ・ センサーカメラ ・ 長距離無線式捕獲パトロールシステム ・ 動物行動調査用テレメトリー発信機 ・ 監視・追い払い用ドローンシステム ・ その他知事が必要と認めるもの 	
<p>③ 侵入防止等に係る機材等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵 ・ 追い払い機材 ・ その他知事が必要と認めるもの 	
<p>④ その他農作物被害防止に資すると知事が認める機材等</p>		

■ 申請の流れ

